

資料1-1

(第2回連絡会資料)

平成27年度の実務者協議会 検討状況

実務者協議会の当面の検討事項について

課題

- デジタルアーカイブ構築に係る課題：分野横断型の統合ポータル構築に向けて、アーカイブ間の連携・横断の促進に係る諸課題の検討
- アーカイブの利活用促進に係る課題：コンテンツの利活用促進に向けて、コンテンツへのナビゲーションの整備、二次利用の促進に係る諸課題の検討

デジタルアーカイブ構築に係る課題

(1) 分野横断型統合ポータル構築に向けた段階的整備

- ・目指すべきデジタルアーカイブ連携の枠組検討（分野別・地域別アグリゲータに期待される役割・機能の整理等）
- ・「国立国会図書館サーチ」と「文化遺産オンライン」との連携
- ・その他の分野間の連携に関する課題の整理・共有

(2) 分野ごとのアーカイブ機関・アグリゲータにおける段階的整備

- ・主要アーカイブ機関における取組状況の共有
(所蔵資料のデジタル化状況、メタデータの整備・公開状況、分野や地方ごとのメタデータ集約状況 等)
- ・連携に関する課題の整理、段階的整備策の検討
(メタデータの整備・公開における課題の検討、準拠標準の検討(メタデータ交換・WebAPI等) 等)

アーカイブの利活用促進に係る課題

(1) メタデータのオープン化の推進

- ・メタデータのオープン化状況の確認
- ・課題の整理と対応策の検討

(2) コンテンツの利用条件の表示の促進

- ・コンテンツのライセンスとその表示状況の確認
- ・課題の整理と対応策の検討

(3) コンテンツ(孤児著作物を含む。)利活用促進のための制度整備に関する情報共有

その他

- ・関連する研修・イベント等の情報共有と広報等の連携方策の検討
- ・想定される更なる検討課題
メタデータ交換・コンテンツ流通等のための共通標準、海外への発信・地方からの発信等目的別ポータル構築の促進、中長期的人財育成方策 等

平成27年度実務者協議会で検討した主要論点と方向性

デジタルアーカイブ構築に係る課題について

主要論点

- (1) デジタルアーカイブ構築及び連携の現状と課題
- (2) 連携の意義と日本型連携モデル
- (3) 地方のデジタルアーカイブの構築と連携促進に向けた課題
- (4) デジタルアーカイブの連携のためのメタデータ標準化の課題

方向性

- ⇒ 分野、地方ごとの様々な状況に応じた連携の方向性の検討が必要
- ⇒ 具体的な連携の意義を共有化した上で、分野、地方両面からアプローチを検討すべき
- ⇒ 現状を適切に把握した上で、技術的・財政的・人的不足に対する支援策の検討が必要
- ⇒ 個別機関の自由度を保つつつ、共通化が必要な要素の明確化が必要

平成27年度実務者協議会で検討した主要論点と方向性

アーカイブの利活用促進に係る課題について

主要論点

- (5) アーカイブ利活用に向けたメタデータ、サムネイル/プレビューの流通促進
- (6) デジタルコンテンツの拡充と利用条件表示における課題
- (7) 利活用促進のために必要な検討

方向性

- ⇒ 公的機関等のものは、メタデータは自由な二次利用可(CC0)、サムネイル/プレビューは自由な二次利用可または著作権クレジット表示により自由な二次利用可が望まれる
- ⇒ 各館への啓発周知とともに、公的機関のもので著作権保護期間が満了したものについては、オープン化が望まれる
- ⇒ 利活用事例の成功モデルを共有するとともに、本協議会で示す方向性の普及策の検討が必要

その他

関連する研修・イベント等について情報共有を実施

デジタルアーカイブの 連携に関する実務者協議会 中間報告 概要

1. デジタルアーカイブ構築及び連携の現状と課題
2. 連携の意義と日本型連携モデルの検討
3. 地方のデジタルアーカイブの構築と連携促進に向けた課題
4. デジタルアーカイブの連携のためのメタデータ標準化の課題
5. アーカイブ利活用に向けたメタデータ、サムネイル/プレビューの流通促進
6. デジタルコンテンツの拡充と利用条件表示における課題
7. 利活用促進のために必要な検討

1. デジタルアーカイブ構築及び連携の現状と課題

(連携モデルに関する課題)

分野、地方によって状況は様々

アーカイブ間の連携促進に向けた取組には、それぞれの状況を踏まえた段階的な整備が必要

アーカイブ構築の中核となる「東ね役」(アグリゲーター)の設定が困難な分野もある

「東ね役」に頼らない連携の方策の検討も必要

(地方や中小規模の機関等に関する課題)

予算や人材の不足により、メタデータが流通可能な形で整備されていない

専門的技術を持つ人材の不足により、デジタル化成果物の公開や、アーカイブ間の連携が進んでいない

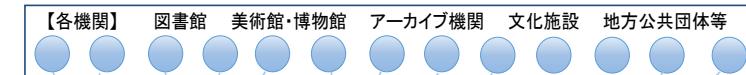
国・自治体等による技術的・財政的・人的支援が必要

2. 連携の意義と日本型連携モデルの検討

連携促進には 意義 と 目的 の共有が必要

メタデータ集約・共有によるメリット

連携の最終イメージ



【各機関】図書館 美術館・博物館 アーカイブ機関 文化施設 地方公共団体等

コンテンツの所在情報を含むメタデータの連携

【アグリゲーター機能・役割を果たす機関等】

書籍分野 文化財分野 メディア芸術分野 放送番組分野 地方アーカイブ

連携によるメタデータの集約

国の統合ポータルサイト (国立国会図書館サーチ)

集約したメタデータのAPI提供

様々なルートを通じてメタデータからコンテンツを見つける

⇒コンテンツへのアクセス増

⇒来館者増

教育、研究活動、ビジネス、地方創生等における活用のため、必要なメタデータを抽出し、

・コンテンツへの効果的なナビゲーションを可能とするプラットフォームを構築する

・官民の目的別・分野別ポータルを構築する

・メタデータの複合的利用による新しい付加価値サービスを提供する

・LOD化、多言語化、画像化、3D化等の付加価値を付与する

など

学術・科学技術ポータル 教育における教材活用

防災訓練 日本紹介サイト 観光ガイドの作成

利用者層=国民(地域住民、ビジネスマン、学生、研究者等)、日本に興味のある外国人

経済的価値の創造

新たな知識の創造

→ 連携が進むことで最終的に我が国が保有するコンテンツ全体の把握が可能に

2. 連携の意義と日本型連携モデルの検討

- 分野と地方の両軸からのアプローチが必要
- デジタルアーカイブの構築・連携の促進のためには、デジタル化、システム構築、権利処理等の専門的な支援を受けられる仕組みが必要
- 日本型連携モデルの検討

<我が国における個別アーカイブ機関が行う連携のモデル>

- ① 国立国会図書館サーチと直接連携
- ② 文化遺産オンラインのように分野をまとめる「東ね役」と連携
- ③ 地方をまとめる「東ね役」と連携
- ④ 法人や自治体単位等、連携しやすい可能な単位でまずは連携
- ⑤ 連携を直接の目的にはしないが、メタデータを自由利用可能な条件でAPI提供

<「東ね役」に求められる役割>

(メタデータ関連)

- ・メタデータの整備推進
- ・メタデータの集約、API提供、再利用条件の整備
- ・メタデータ標準化
- ・各分野/地方の独自性を反映したポータル整備・提供

(後方支援)

- ・デジタル化のための法的・技術的支援
- ・長期保存・永続的アクセス保証への協力
- ・意識啓発・人材育成



- 各機関の個性の尊重とメタデータ利活用のための標準化のバランスに留意しつつ、連携促進のための段階的取組について、更なる検討が必要

3. 地方のデジタルアーカイブの構築と連携促進に向けた課題

地方における各機関のコンテンツ・メタデータの作成・整備・公開・連携への課題:

<地方の図書館>

- ある程度デジタル化事業は進捗
- だが、デジタル化に関わる人材・予算不足のため、公開に至っていない
- デジタル化し、公開することの効用について理解不足

<地方の美術館>

- 所蔵情報は紙媒体の目録等での整備済み
- 電子化・公開には技術・財政面で課題
- メタデータ公開の必要性を認識する意識改革が必要

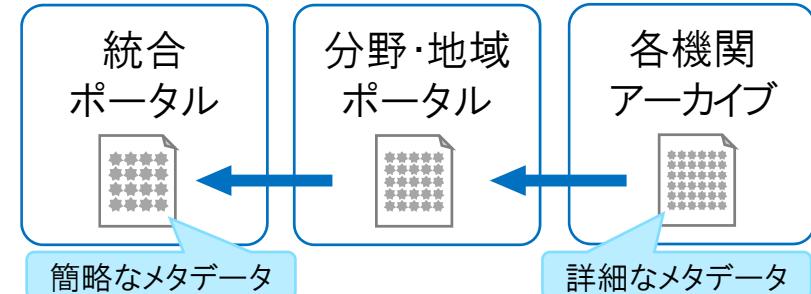


技術的・財政的・人的支援が必要

現状を適切に把握し、地方のデジタルアーカイブの構築と連携促進のための取組について、引き続き要検討

4. デジタルアーカイブの連携のためのメタデータ標準化の課題

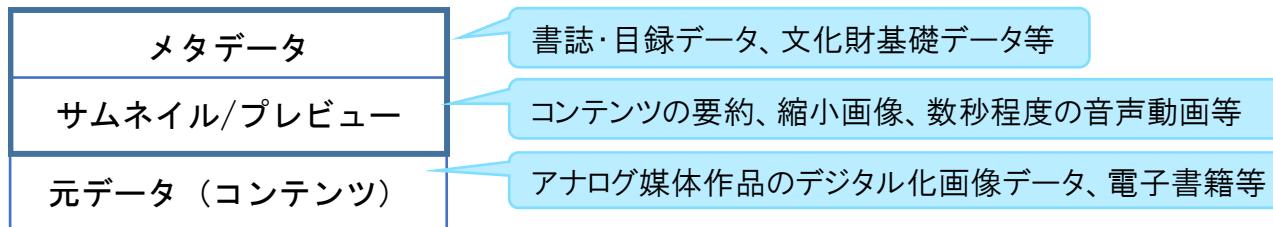
- 連携のために標準的なルールに基づいた記述単位の選び方、情報の付与が必要
- 統一された形式に押しこめるのではなく個別機関の自由度を保ちながら複数のアーカイブ間の連携を実現すべき
- デジタルアーカイブの連携にあたっては、項目数を抑えたメタデータの流通が現実的か



- 各分野固有のメタデータ要素と連携のための共通化が必要な要素の明確化が必要
- 情報の繋がりの鍵となりうる要素(固有名、地理情報、年代時間情報等)の記述方法や、情報を繋ぐ際の手順方法の標準化が必要

5. アーカイブ利活用に向けたメタデータ、サムネイル/プレビューの流通促進

- デジタルアーカイブ連携における流通単位



- メタデータ・サムネイル/プレビューの利活用には利用条件の明示が重要

(1) メタデータのオープン化の課題

- 公的機関については、世界で流通しているメタデータと利用条件をそろえ、自由な二次利用を可能とするため原則CC0^{*1}で提供するのがよい
- 民間機関についても、オープンにするメタデータを各館で判断・コントロールできることを担保したうえで、CC0又はCC-BY^{*2}を推奨するのがよい

(2) サムネイル/プレビューの利用とその条件表示の課題

- 作品紹介のためのサムネイルのインターネット公開（現行著作権法上は許諾が必要）について、現在文化庁で進められている調整に期待
- 公的機関のもの又は公的助成により作成されたサムネイル/プレビューについては、原則としてCC0又はCC-BYで利用可能なよう整備されることが望まれる

*1: CC0..... 全ての著作権等の権利を放棄し、二次利用が可能であることを意味する

*2: CC-BY ...著作権のクレジットを表示すれば自由な二次利用が可能であることを意味する。政府標準利用規約(第2.0版)と互換性有り

6. デジタルコンテンツの拡充と 利用条件表示における課題

(デジタルコンテンツの拡充のための取組)

- デジタルコンテンツの作成時には、コンテンツの流通・提供を意識することが重要
- 大部分の博物館・美術館・図書館において、所蔵資料/収蔵品の保存目的のデジタル化が可能であること^{*3}について一層の周知が必要

(デジタルコンテンツの利用条件とその表示)

- デジタルコンテンツの無償での再利用に問題がない場合は、CC-BYなどの条件を表示して利用しやすくするのが望まれる
- 公的機関の、又は公的助成により作成されたデジタルコンテンツのうち、著作権保護期間満了が確認されたものについては、オープン化しパブリックドメインマーク等の表示が望まれる

*3: 平成26年度の文化審議会著作権分科会において図書館等の所蔵資料のデジタル化に関し、保存のための複製行為は、関連規定の解釈明確化によって可能となり、また、平成27年6月にはその対象施設の範囲が拡大され、博物館法上の登録博物館及び博物館相当施設が対象となった。

7. 利活用促進のために必要な検討

- 本協議会で示す方向性について、共有・普及啓蒙を図るための仕組み
- 国内におけるメタデータ利活用事例の発見・共有の方法
- 利用者側の目線に立ったポータル・プラットフォームのデザイン
- 利活用事例の成功モデルを共有する場の構築
- 海外への発信や地方からの発信といった観点からの利活用促進策の検討

平成27年度は、デジタルアーカイブの連携・利活用推進について提供側の視点を中心に議論。

平成28年度は、コンテンツ利用側の視点を取り入れて検討を進める必要がある。

これまで示した課題のほかに以下のようないくつかの課題

- 人材育成等の中長期的なレベルでの対応
- 海外機関との協働を含めた国際連携